

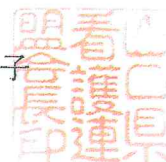
令和2年6月2日

山口県知事 村岡 嗣政 殿

公益社団法人山口県看護協会
会長 西生 敏代



山口県看護連盟
会長 長谷川京子



新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書

国は、令和2年3月28日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定し、4月7日には7都府県に、16日には全都道府県に拡大し特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令し、感染防止対策と医療提供体制や社会機能確保等の諸課題に対処されてきたところです。

また、県におかれましても、厳しい環境の中、国等との連携の下、相談体制の整備、PCR検査・医療体制の確保等の諸施策を懸命に推進しておられますことに、心より敬意を表する次第です。

県看護協会・県看護連盟においても、日本看護協会・日本看護連盟と連携し、感染症拡大防止対策及び県と連携し現場で逼迫する看護職員の確保のため潜在看護師職（保健師・助産師・看護師・准看護師）確保対策を進めているところです。

こうした中、緊急事態宣言は、本県では14日に解除されたところですが、3月初めに県内で感染者が確認されて以来、現在まで37人の感染者が発生しており、また、第二波の感染拡大の恐れなど、いまだ予断を許さない状況にあります。

今後、これ以上感染が拡大・継続すれば、マンパワー・医療資材不足により疲弊した医療現場のキャパオーバーによる医療崩壊も危惧されるため、計画的な人材・資材の確保が必要とされています。

また、県看護協会の実施したアンケート及び県看護連盟が実施した聞き取り調査には、感染症対応の看護職員等への心ない誹謗・中傷により、その家族等に影響がおよび現場での活動が制約される等の声が寄せられています。

これに加え、看護職の就労の場は医療の場のみでなく訪問看護ステーションや介護施設などの在宅支援、産業施設などでの就労者支援、保健所・行政の場などで多岐にわたっており、それぞれの場で県民の健康を守るため感染症対策を担う看護職からの声も寄せられています。

更には、このたびの影響により、次代の看護を担う看護学校の生徒の臨地実習が困難となっており、看護力の低下が懸念されています。

医療関係者は、自らの感染への不安や恐怖を感じながら懸命に職務にあたっています。

つきましては、県における看護従事者を確保するとともに、より質の高い看護を提供できる環境を整えることにより県民の安心・安全を図るため、以下の項目について強く要望いたします。